

小規模弁護士会助成に関する規程（会規第四十号）中一部改正

小規模弁護士会助成に関する規程（会規第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（支給対象）

第三条 助成金の支給は、毎年一月一日（以下「基準日」という。）において、会則第九十五条の四第一項の規定による本会の会費の免除を受けていない弁護士である所属会員（以下「基準会員」という。）が二百名以下であり、かつ、弁護士である所属会員の数が本会に所属する弁護士の数の〇・五パーセント以下である弁護士会に対して行う。

第五条第一号中「七十名」を「八十名」に改め、同条第二号中「七十名を超え八十名以下」を「八十名を超え百名以下」に改め、同条第三号中「八十名を超え九十名以下」を「百名を超え百二十名以下」に改め、同条第四号中「九十名を超え百名以下」を「百二十名を超え百五十名以下」に改め、同条第五号中「百名」を「百五十名」に改める。

附 則

第三条及び第五条の改正規定は、令和三年三月五日から施行し、令和三年一月一日から適用する。